

農地パトロール全市一斉調査実施について

農地パトロールについては、利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と併せて、農業委員会で日常的に取り組んでいます。10月には全市一斉調査を予定していますのでご協力をお願いします。

これらの調査により確認・把握する事項は、次のとおりです。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地<農地法第30条第3項第1号の農地>
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地<農地法第30条第3項第2号の農地>
- ③ 無断転用農地、産業廃棄物の投棄等の不適切な農地の利用
- ④ 農地法等の許可案件の履行状況
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の利用状況
- ⑥ 相続・贈与税納税猶予制度適用農地の利用状況
- ⑦ 市町村と農業委員会が共同で行う「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」における現地調査の調査内容とされている事項 など。

作況調査を行っています

農業委員会では、3月の総会において決定した事業計画にもとづき作況調査を行っています。8月の玉葱、9月の水稻に引き続き、10月には果樹（りんご）の作況調査を予定しています。



【写真:玉葱作況調査】



【写真:水稻作況調査】

市内の小学校で稲刈り体験が行われました

9月8日に中央小学校と砂川小学校、9月24日に空知太小学校の稲刈り体験がそれぞれ行われました。

稲は子ども達がかがむと、姿が見えなくなるほど大きく成長していて、子ども達は悪戦苦闘しながらも一生懸命稲を刈っていました。

子ども達にとっては、農業の面白さと同時に大変さを知る良い経験になったのではないのでしょうか。



【写真:中央小学校】

